

令和 7 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 35 号議案(追加)

令和 7 年 3 月 27 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲載頁
第 35 号 議 案	監査委員の選任について	1

第 35 号議案

監査委員の選任について

下記の者を舞鶴市監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

岡 野 昌 和

令和 7 年 3 月 27 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

監査委員を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(監査委員の設置及び定数)

第 195 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市及び町村にあつては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

(選任及び兼職の禁止)

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

(第 2 項 略)

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。

(第 5 項以下 略)

(任期)

第 197 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(罷免)

第 197 条の 2 普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免すること

ができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

- 2 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

(退職)

第 198 条 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

(親族の就職禁止)

第 198 条の 2 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

- 2 監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。